

第一章 徒弟学校規程の成立ならびにその変遷

第1節 明治政府の殖産興業策と徒弟学校政策

明治政府が明治初年より、遅れていた日本の工業生産力の急速な育成を目的として、殖産興業政策を押し進めていた事はよく知られている。

明治19年の紙幣兌換の開始によって、我が国には、近代的貨幣制度が確立された。同時に紙幣兌換開始までの紙幣整理の過程は、資本主義的生産活動に必要な社会的資本蓄積の過程となり、経済的基礎が固まりつつあった。又、明治19年以降銀相場が暴落し、これらの事が相まって、諸企業の勃興を促した。その結果、明治19年より明治22年は、わが国の近代産業発生の時になり、明治26年、つまり日清戦争の前夜に至るまでの期間は、その後の近代的新産業の発展に必要な準備期ともなった。⁽¹⁾この様な、経済的状況を基盤に、第二次伊藤内閣の文相井上毅は、「実業補習学校規程」(明治26年11月20日文部省令第16号)、「徒弟学校規程」(明治27年7月25日文部省令第20号)、「実業教育費国庫補助法」(明治27年6月22日法律第21号)等の一連の実業関係法令の制定に努力し、初等実業教育の制度化を成功させたのである。

初等工業教育は、「徒弟学校規程」制定以前においても、ワグネル等によって、明治初年から、その必要性が唱えられていた。しかし、当時においては、資本主義的な産業基盤が未だ未発達の段階であり、又、明治政府の主たる関心も一般教育の整備に向けられていたため、顧るべきものは少なかった。明治10年代までの工業教育機関としては、中等程度の東京開成学校製作学教場、⁽²⁾新潟学校、徒弟学校程度の印刷局内の夜学校、秀英舎の企業内学校等が上げられるにすぎない。

法制上では、明治13年の改正教育令において、「職工学校」がはじめて法規の中に明示され、これにもとづいて、明治14年、東京職工学校が開設された。この時文部卿福岡考悌は、三条太政大臣に「職工学校ヲ東京ニ設置スヘキ件ニ付伺」という伺書を提出している。この伺書の設立趣旨によると、東京職工学校は下記の4つの目標を持って設立されたことがわかる。(1)細民子弟の貧民教育、(2)年季徒弟制教育の是正と近代的職工教育の充実、(3)工業経営者の憑式たらしめ殖産興業に資すること。(4)全国職工学校の模型たらしめ、かつ全国職工学校の教員養成をおこなうこと。しかし、明治15年6月の校則改正で、東京職工学校は「職工学校ノ師範若クハ職工長製造所長タルヘキ者」を養成することを目的とする工業学校に変化した。この変化は、上記の目標の内、(1)細民子弟の貧民教育と(2)年季徒弟制教育の是正と近代的職工教育の充実の2項を欠落させたものである。⁽³⁾すなわち、東京職工学校はこの変化で、初等工業学校としての側面を失なったといえる。東京職工学校はさらに明治23年に東京工業学校、明治34年に東京高等工業学校へと上昇してしまうのである。

初等工業教育の議論がさかんになり、その試みが行なわれたのは、近代産業の発生と、それに続く産業革命期と呼ばれる産業上の急激な変化の時と期をいつにしている。たとえば、明治19年、手島精一は、「歐米諸國カ今日ノ如キ開明富強ノ結果ヲ獲タル原因ヲ擧ヌルニ其撥固ヨリーナラスト雖モ要スルニ工業技術ノ盛ナルニ職由ス。而モ工業技術ノ盛ナルハ主トシテ実業教

育ノ施設アルニ因ルノミ」⁽⁴⁾と述べ、低度の実業学校の設立をすすめている。又、同じころ、「教育時論」には「実業学校ヲ設置スルノ機失フベカラズ」、「商工学校ヲ各地ニ設クルハ今日ノ急務」などの意見がつづいて掲載されている。またそれ以後も、たとえば中山助治「実業学校ヲ設置スルノ方案」、杉浦重剛「実業教育ニ就イテノ意見」、今外三郎「実業教育ノ方針」等、⁽⁵⁾数多くの意見が毎年くりかえし提出され、実業学校振興政策を主張する世論が形成されていった。

また、明治19年には、徒弟学校の雛形となる、東京職工学校附属職工徒弟学校の前身である、東京高等商業附属高等徒弟講習所に職工科が設立される。この学校の設立趣旨によれば、「工業の進歩に資せんには先づ直接製造に従事する良工を得るより急なるはない」と述べられ、産業発展のための職工養成の必要性が指摘されている。⁽⁶⁾

明治前期における、以上のような初等工業教育をめぐる試みを受けて、徒弟学校は明治23年の「小学校令」において、小学校の一環として始めて位置づけられるのである。しかし、この時には、徒弟学校の教科目や修業年限等については何等決められず、徒弟学校における教育の内容を決める具体的の仕事は、明治26年3月、井上毅が文相に就任するまでまたなければならなかった。

井上毅は、「徒弟学校規程」「実業補習学校規程」「実業教育費国庫補助法」等を成立させ、初等工業教育の制度化と、その確立に大きな貢献をした。彼の教育に対する考え方は、単に初等工業教育のみを考えたのではなく、全学校体系を実業という視点に立って再検討し、各段階の学校に実業教育的要素を加える事によって、学校の実用性を強めようとした所に大きな特長があるといえる。⁽⁷⁾

井上は、文相に就任するとただちに初等工業教育の制度化に着手した。しかし、初期の段階で彼は「徒弟学校規程」の制定は時期尚早であると考え、もっぱら「実業補習学校規程」の制定に力を注いでいた。そして、「実業補習学校規程」の制定作業の過程の中で、「徒弟学校規程」の単独制定を決意したのである。

実業補習学校の目的は、「実業補習学校規程」を発布するに際して出された、文部省訓令12号（明治26年11月22日）によって、より明確に理解出来る。それによれば「普通人民ノ情況ヲ察スルニ児童ノ尋常小学ヲ終ル者退学ノ後職業ニ従事スルニ当リ又ハ遊戯ニ日ヲ移スニ当リ其ノ嘗テ学ヒシ所ノ事績ヲ抛棄し遺志シテ其ノ用ヲ為ササル者多シ凡ソ年少子弟未タ恒心アラサルノ時ニ於テ其父兄ハ彼等ヲシテ縱令中等教育ヲ受ケシムルコト能ハサルモ其ノ尋常教育ヲ補充温習シ彼等カ将来ニ従事スヘキ生業ヲシテ稍々価値アラシムルコトヲ冀望スルノ情ニ切ナリ、此ノ父兄ノ冀望ヲ助ケテ補習教育ヲ施スハ緊要ノ事タリ」⁽⁸⁾と指摘されている。即ち、実業補習学校は、小学校の補習教育を主眼とし、その上に基礎的な実業教育を行なうものであった。

徒弟学校における趣旨、換言すれば徒弟学校の性格づけは、実業補習学校にくらべてより困難な課題であった。というのは、徒弟学校は、初等工業教育機関として職工養成を目指すという目標はあっても、それを具体的に、どの様に実践して行くかという問題は大きな課題として残されていたのである。この課題について井上は、次の様な徒弟学校規程案作成の覚え書きを残している。

「徒弟学校ノ実業教育ハ甚ダ固難ノモノナリ実業家ノ意見ヲ問フ事最必要ナラン。普通教育ヲ受ケ実業ノ知識経験アル教員ヲ大工指物等ノ教科ニ得ル事出来ベキ哉甚ダ覚束ナシ又スル教科ノ教員ヲ何故ニ普通教育ヲ受ケタル者ニ限ラネバナラヌカ其理由ヲ見ル能ハズ。斯ル教科ヲ圖法及模型ニ依リ教授スル而已ニテハ大ナル益ハアラザルナラン歐州ニ於テハスル教科ハ勉メテ実地練習法ヲ以テ教授スル事トナリ如ルカ如シサリトテ独逸連邦ニ於テハ学校ニテ強ニ職工ヲ作ラントスルニハ非ラザルナリ其レデサヘ実地練習ヲ旨トスルガ如シ。何レカノ地方ニ於テ模範的若クハ研究的ノ徒弟学校ヲ設ケテ此種ノ学校ノ作用ヲ研究スル事必要ナランカ。」⁽⁹⁾と、この覚え書きの中で井上は、実業教育そのものをはたして学校で教えられるか否かと疑問を投げかけているのである。この疑問はきわめて重要な問題であり、この疑問が発展して、徒弟学校は「学理を中心とするのか、実技を中心とするのか」という、文部省を二分するほどの大きな議論を呼ぶ結果となるのである。「徒弟学校規程」制定までの過程は、まさに、この議論の過程といつても過言ではない。

徒弟学校は学理を中心すべきだと主張した人々は、実際活動に携わっている実業家や商工業者に多く、実技を中心すべきだと主張したのが実業教育関係者に多かった事は、極めて興味ある事である。

明治19年の紙幣整理以後、急激な企業勃興があったとはいえ、工場制工業を取ってみれば、明治25年全工場数2,767中、蒸気動力を使用しているのは、その内18%の493工場にしかすぎない。⁽¹⁰⁾その他は人力のみに頼る手工業の段階であり、新しい型の労働者を必要とする機械工業の段階に入いっていたのである。それ故、実際活動を行なっている実業家は、深刻な労働者不足に悩まされることではなく、労働者の公共機関による積極的な養成を希望するはずはなかったのである。しかし、彼らにも、封建制度の残存物である徒弟制度が、極めて生産性が低く、資本主義の現状に即しないのは明らかのことであり、徒弟制度の近代化を徒弟学校における学理を中心とする教育と、徒弟制度による実技教育とを結合させる事によって、生産性を高める必要があると主張したのである。

このことは、明治27年6月、文部省が東京府の工業組合員を招いて、徒弟学校に関する諮詢会を催した際、その諮詢会の臨時会長であった佐久間貞一が述べた、「在来の徒弟ノ仕組ハ今之ヲ変ヘカラス、故ニ徒弟学校ニテハ実業ヲ授ケズ其ノ実業ノ發達ニ要スル智識ヲ授クヘシ」⁽¹¹⁾という言葉や、寺田勇吉の「徒弟学校ニ關スル卑見」の中に述べられている「徒弟学校ハ是等徒弟ノ悲境ヲ救ヒ且適當ナル教育ヲ施シ実業ノ發達ヲ圖ルヲ目的トシ商工家ノ徒弟タラントスル者ヲシテ入学セシメ実業及智識ヲ供セ授クルヲ要トス」⁽¹²⁾という言葉によく表われている。

それに対し、資本主義的生産を發展させるためには、公的機関による意識的な技能者養成が不可欠だと認識していた実業教育関係者は、徒弟学校で実技を主として学ばせるべきだと主張している。その代表的な意見は、小山建三の「徒弟学校ニ於テ」の文中「我国ニ於テ徒弟学校ノ必要ナシト言ハバ則チ止ム若シ徒弟学校ナルモノヲ起サントナラバ實地ノ作業ヲ以テ教授セザルコトワ得ズ否ラズンバ所謂実業補習学校ト殆ド區別ナキニ終ハラントス、小官ハ本邦工業の狀態ヲ審察シ工業地方ニ於テ堪能ナル職工ヲ出シ模範職工タラシメ及新工業ヲ誘起セシムルノ目的ヲ以テ

工業繁盛ノ地方ニ徒弟学校ヲ創設シ多クノ工業補習学校ト相呼応シテ工業ノ発達改良ヲ圖ルノ必要アルヲ信ズルモノナリ然レドモ工業ノ現在及将来ニ於ケル実勢ハ未だ一般ニ識者ノ注意ヲ惹クノ時機ニ到達セズ此時ニ方リテ輕々実地ノ作業ヲ教授スルノ必要ナシト断定シ之ガ規程ヲ定ムルガ如キコトアラバ将来ニ向テ工業ノ発達改良ヲ妨グルノ恐ナシト謂フベカラズ是レ自ラ揣ラズ卑見ヲ陳シ先覚者ノ公正ナル判断ニ訴ヘザルヲ得サル所以ナリ」⁽¹³⁾と述べているところに明確に見ることが出来よう。

上記のような対立のすえ、結局、徒弟学校は職工を養成する学校ではあるが、職業技能そのものを習得させる徒弟制度や、見習工制度とは違い、技能そのものだけではなく、それへの熟練を助ける知識を教えることを主たる任務とする学校として位置づけられるのである。徒弟学校はこのような認識の経過の後に、明治27年7月25日の「徒弟学校規程」の制定公布に制度化されるのである。

徒弟学校規程

- 第1条 徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス
- 第2条 徒弟学校入学者ノ資格ハ年齢12歳以上及尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ但尋常小学校卒業ノ者ニアラサルモ特ニ學校長ノ許可ヲ得テ入学スルコトヲ得
徒弟学校ニ於テハ男女ヲ混同スルコトヲ得ス
- 第3条 徒弟学校ハ尋常小学校又ハ高等小学校ニ附設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テソノ小学校ノ教授ヲ妨ケサル限ハ校舎及備品器具ヲ使用セシムルコトヲ得
- 第4条 徒弟学校ノ教科目ハ修身 算術 物理 化学 図書及職業ニ直接ノ関係アル諸教科目並実習トス
前項ノ教科目ハ修身ヲ除ク外學校長ニ於テ便宜取捨選択シ又ハ隨意科トスルコトヲ得
但実習ハ設備上又ハソノ他ノ關係ニ依リ學校ニ於テ教授スルニ不便ナル職業ニ限り之ヲ欠クコトヲ得
- 第5条 徒弟学校ニ於ケル教科ハ一種又ハ數種ノ職業ニ於テ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ
- 第6条 寻常小学校ヲ卒業セシテ入学ノ許可ヲ得タル者ニハ本科ノ外読書習字ヲ課スヘシ又作文ヲ加フルコトヲ得
尋常小学校卒業ノ者ト嫡其ノ志望ニ依リ讀書、習字 作文ノ一科目又ハ數科目ヲ授クルコトヲ得
本条ノ場合ニ於テ修身ハ讀書ニ附帯シテ之ヲ教授スルコトヲ得
- 第7条 徒弟学校ノ修業年限ハ六ヶ月以上四ヶ年以下トス
- 第8条 徒弟学校ハ日曜日又ハ夜間タリトモ便宜教授時間ヲ設クルコトヲ得
- 第9条 徒弟学校ハ土地ノ状況ニ応シ季節ヲ限り教授スルコトヲ得
- 第10条 徒弟学校ノ教員ハ文部大臣ニ於テ工業教員タルニ適當ナリト認ムル者又ハ小学校教員ノ資格アル者又ハ相当ノ普通教育ヲ受ケ職業上ノ知識又ハ経験ヲ有シ地方長官ノ許可ヲ得タル者ヲ以テ之ニ充ツヘシ

- 第11条 徒弟学校ニ於テ教科用図書ヲ用フル場合ニハ修身 読書 習字ニ係ルモノハ尋常小学校高等小学校補習科又ハ実業補習学校用トシテ文部大臣ノ検定ヲ経ルノ限ニアラス徒弟学校ノ教科用図書ハ府県ニ於ル審査採定ヲ要セル各学校長ニ於テ之ヲ定ムヘシ
- 第12条 徒弟学校ノ教科目修業年限教授時間及季節ヲ定ムルニハ市町村立ニ係ルモノハ市参事会町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ
- 第13条 市町村立徒弟学校ニ於テハ実業又ハ教育ニ経歴アル者及ソノ学校ノ設立維持ニ功労アル者ヲ以テ商議員トシ其ノ学校ニ関スル事件ヲ商議セシムルコトヲ得
- 第14条 市町村立徒弟学校ニ於テ授業料ヲ徴収スルト否ハ市町村ノ便宜タルヘシ
- 第15条 女子ニ刺繡 機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテコノ規程ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス⁽¹⁴⁾

井上は、「徒弟学校規程」を完成させると同時に、又、その制度を裏づけるための財政的保障として「実業教育費国庫補助法」の制定にも努力したのである。この「実業教育費国庫補助法」を成立させる過程で、文部省は、徒弟学校の具体的な設置計画を練り、「徒弟学校又ハ工業補習学校設立予定地」という計画書を作っている。この計画書の内容は以下のとくである。

「徒弟学校又ハ工業補習学校設立予定地」

- 一、工業ノ種類ヲ仮ニ大別シ一般工業及特種工業トナス即チ一般工業ハ木工大工指物建具職ノ類及金工(鍛冶ノ類)ニシテ各地方一般ニ通有シ特種工業ハ 地方ニ限り特有スル者ヲ云
二、略
三、特種工業ニ関スル学校選定地ハ別表ニ記ス、以下略

これに別表として、表 I-1 のような「特種工業ニ関スル学校予定地一覧表」が付されていた。⁽¹⁵⁾ この計画を見ることによって、我々は、明治政府の徒弟学校に対する意図がどの様なものであったか推定することが出来る。即ち、明治政府は徒弟学校を、近代工業に対応する職工養成より、伝統工業の近代化を目指して起こうとした意図が読みとれる。

第2節 徒弟学校規程の変遷

「徒弟学校規程」が制定されて2年後、明治29年には、はやくも文部省令第1号によって、以下の様に規程が改正されている。

- 一、第四条第二項中学校長ニ於テノ六字ヲ削除ス
二、第十二条ヲ下ノ如ク改ム

第十二条 徒弟学校ノ教科目修業年限教授時間及希節ヲ定ムルニハ府県立ニ係ルモノハ地方長官ニ於テ文部大臣ノ許可ヲ受クヘシ郡立ニ係ルモノハ郡長ニ於テ市町村立ニ係ルモノハ市参事会町村長(又ハ之ニ準スヘキ者)ニ於テ私立ニ係ルモノハ設立者ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受クヘシ

- 一、第十三条ノ「市町村立徒弟学校」ノ上ニ府県郡ノ三字ヲ加フ
二、第十四条ヲ次ノ如ク改ム

第十四条 府県郡市町村立徒弟学校ニ於テ授業料ヲ徴スルト否トハ府県郡市町村ノ便宜タルヘシ⁽¹⁶⁾

これまでの徒弟学校は、小学校の1種と位置づけられていたため、設置者が、市町村や私立に限られていた。この改正は、その制限を徹底したものである。

周知の通り、日清戦争は日本の産業革命を急速に進行させた。それに伴なって、当然新しい産業体制に対応する新しい労働者が必要になり、各種の実業学校が盛んに創設される結果を生んだ。しかし、実業学校の統一的法令はなく、「徒弟学校規程」も小学校令の下位法令として位置づけられていたわけである。しかし、この実業教育の、急速な発達は、もうそのワクにろとどまり得なくなった。

かかる脈絡の中において、実業教育全般に関する統一的規程制定の要求が、出されたのである。そして、明治32年、「実業学校令」が制定された。

この「実業学校令」の第2条3項「徒弟学校ハ工業学校ノ種類トス」及び、第19条「明治23年勅令215号小学校令中徒弟学校及実業補習学校ニ關スル規定ハ本令施行ノ日ヨリ其効カヲ失フ」⁽¹⁷⁾によって、徒弟学校は、法制上「小学校令」下から、「実業学校令」下に移されたのである。なおこの「実業学校令」によって、明治33年2月25日には「工業学校規程」（文部省令8号）が制定されている。

又、「徒弟学校規程」も、明治37年3月8日文部省令8号によって次のごとく改正されている。

徒弟学校規程改正

第1条 徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス

第2条 徒弟学校ノ修業年限ハ六ヶ月以上四ヶ月以下トス

第3条 徒弟学校ニ入学スル者ノ資格ハ年令十二以上学力尋常小学校卒業以上ニ於テ之ヲ定ムヘシ 但シ尋常小学校ヲ卒業セサルモ学令ヲ過キタル者ニ限り特ニ入学セシムルコトヲ得

第4条 徒弟学校ノ教科目ハ修身 職業ニ直接ノ関係アル教科目 実習 図書 数学 理科 国語 体操ト前項教科目ノ外便宜他ノ教科目ヲ加設スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之ヲ随意科目トナスコトヲ得

第一項ノ教科目ハ修身 職業ニ直接関係アル教科目 実習ヲ除ク外之ヲ欠キ又ハ随意科目トスコトヲ得 但シ尋常小学校ヲ卒業セスシテ入学シタル者ニ就キテハ数学 国語ヲ欠クコトヲ得ス

第5条 徒弟学校ノ教科ハ一種ノ職業ニ就キテ之ヲ定メ若ハ數種ノ職業ニ共通シテ之ヲ定ムヘシ

第6条 徒弟学校ニ於テハ土地ノ情況ニ依リ季節ヲ限り教授ヲ為シ又ハ日曜日若ハ夜間ニ於テ教授時間ヲ設クルコトヲ得

第7条 徒弟学校ヲ卒業シタル者ニシテ既習ノ事項ヲ補習セントスル者アルトキハ之ヲ在学セシムルコトヲ得（大正5年削除）

第8条 現ニ職業ニ從事スル者等ニシテ職業ニ關スル教科目又ハ実習ヲ修メントスル者アルト

- キハ特ニ之ヲ入学セシムルコトヲ得
前項ノ教科目又ハ実習ハ其ノ一部ヲ限り修メシムルコトヲ得
- 第9条 徒弟学校ハ工業学校又ハ其ノ他ノ学校ニ附設スルコトヲ得
- 第10条 徒弟学校ノ学則中ニ規定スヘキ事項凡左ノ如シ（大正二年文部省令第14号ニヨリテ削除）
一、学校ノ目的 二、修業年限ニ関スル事項 三、教授日数ニ関スル事項 四、休業日ニ関スル事項 五、教科目及其程度ニ関スル事項 六、各教科目毎週教授時数ニ関スル事項 七、入学退学ニ関スル事項 八、試験ニ関スル事項 九、賞罰ニ関スル事項 十、授業料等ニ関スル事項 十一、寄宿舎ニ関スル事項
- 第11条 徒弟学校ニ於テハ教科目、教授時数及学級数ニ応シ相当ノ教員ヲ置クヘシ
- 第12条 徒弟学校ニ於テハ教室其ノ他必要ノ諸室ヲ備ヘ又実習ノ為ニ必要ナル設備ヲナスヘシ
但シ実習場ハ校内ニ設ケス便宜他ノ工場ヲ以テ之ヲ充ツルモ妨ケナシ
- 第13条 女子ニ刺繡 機織及其ノ他ノ職業ヲ授クル為ニ設クル所ノ女子職業学校ニシテ此ノ規定ニ依ルモノハ徒弟学校ノ種類トス

附 則

- 第14条 本令ハ明治37年4月1日ヨリ施行ス
- 第15条 明治27年文部省令第26号ハ之ヲ廃止ス⁽¹⁸⁾

新規程と旧規程の主たる違いは、まず、旧規程の六条、十一条、十三条、十四条が削除され、新規程の十条と十二条が新たに加わったことである。対応する条項の内容の変化をみると、第1条の目的条項が、旧規程では、「職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」と規定されていたのであるが、新規程では、「職工タルニ必要ナル教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と規定されている。この「教科」を「教育」に改めている事実は注目に値する。

又、第四条の教科目の条項に関しては、旧規程では、実習と職業に直接関係ある教科目を自由に取捨選択できる学科と規定し、実習は徒弟制度の中で教え、学科のみを徒弟学校で教える、消極的な徒弟学校の存在を認めていた。しかし、新規程では、実習と職業に直接関係ある教科目を必修の学科に組み入れることによって、実習を徒弟学校の中に持ち込んできたといえよう。

「実業学校令」が制定され、実業教育も法制上では整備されたが、しかし実際の運用についてはまだ多くの障害が予想された。そのため文部省は明治32年、全国実業学校長会議を招集している。この中の工業学校長会議は、文部大臣の徒弟教育の方法に関する諸問に対し、徒弟学校を乙種工業学校と、貧民の子弟を収容し、義務教育に代用すべき低度の徒弟学校に分つことを答申している。そして、乙種工業学校に関する条項を加えた徒弟学校の改正案を提出している。このことは、明治32年、早くも徒弟学校の工業学校化を主張する意見があった事を示すもので、注目に値する。⁽¹⁹⁾

日露戦争、第一次世界大戦は、日本の経済・社会を始めあらゆる面に影響をあたえたことはいうまでもない。特に日露戦争は、日本の工業を軽工業から重工業に切り換える転機になった。この時期の社会の急激な変化に対応して、大正年代に入って政府は教育制度の全面的な改正を試

みた。まず、大正2年の第30帝国議会で、教育調査機関設置が決定され、勅令をもって教育調査会官制が公布された。続いて、大正6年、勅令第152号を以て「臨時教育会議官制」が公布されている。

臨時教育会議は、内閣総理大臣の直接の諮問機関であり、この審議会の答申は、戦前の教育政策に大きな影響を与えたといわれている。

この臨時教育会議は、実業教育に関して下記の様な決議をしている。

実業教育改善決議事項

- 一、実業教育ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト
- 一、実業教育ハ内外ノ情勢ニ鑑ミ益々其ノ振興発達ヲ図リ國庫補助ノ増額其他適切ナル獎励ノ方法ヲ講スルコト
- 一、実業学校ニ於テハ技能ニ偏スルノ弊ヲ避ケ德育ニ一層ノ力ヲ用ヒ人格ノ陶冶ニ努ムルコト
- 一、実業学校ニ関スル行政機關ヲ整理スルコト
- 一、実業学校ニ關スル規定ハ一層之ヲ寬ニシ益々實際ニ適切ナラシムルコト
- 一、実業学校職員ノ待遇ヲ厚クスルハ現時ノ情勢ニ鑑ミ特ニ之ヲ急務トスルコト
- 一、実業学校ト実業界トノ聯絡ヲ一層密接ナラシメ相互ノ教育ヲ促進スル方法ヲ講スルコト
- 一、実業補習教育ハ益々其普及発達ヲ獎励シ成ルヘク速力ニ之ヲ全部又ハ一部ノ義務教育トナシ得ルニ至ラシムルコト
- 一、実業補習学校中特に其ノ程度ノ高キモノハ制度上別ニ之ヲ認メ其ノ職員ノ待遇ニ就キテモ相⁽²⁰⁾當ノ規定ヲ為スコト

ここで、特に注目出来る事は、「実業教育ニ関スル現在ノ制度ハ大体ニ於テ之ヲ改ムルヲ要セサルコト」という決議である。すなわち臨時教育会議においては、実業教育制度の改正を行う必要を認めなかったといえよう。

しかし、大正9年12月25日勅令564号で、「実業学校令」が改正され、徒弟学校を工業学校と融合させて、その特別な種類を認めなくなった。⁽²¹⁾そして、大正10年1月12日、改正された「工業学校規程」(文部省令第2号)の附則に「徒弟学校規程ハ之ヲ廢止ス 本令施行⁽²²⁾際現ニ存スル徒弟学校ハ女子職業学校ヲ除クノ外本令ニ依リ設置セラレタル工業学校ト看做ス」と規定され、徒弟学校はここに廃止されたのである。

(1) 文部省実業学務局編纂「実業教育五十年史」

昭和9年10月20日

(2) 同 上 211頁

(3) 「徒弟教育の研究」(前掲) 24頁～25頁

(4) 「実業教育五十年史」(前掲) 25頁

(5) 海後宗臣編「井上毅の教育政策」 219頁

1968年2月25日発行 544頁～545頁

(6) 「実業教育五十年史」(前掲) 265頁

(7) 「井上毅の教育政策」(前掲) 91頁

- (8) 「法令全書」明治 26 年 乙 155 頁
(9) 「井上毅の教育政策」(前掲) 554 頁
(10) 「実業教育五十年史」(前掲) 213 頁
(11) 「明治期学制改革の研究」(前掲) 331 頁
(12) 同 上 332 頁～333 頁
(13) 同 上 344 頁～346 頁
(14) 「法令全書」明治 27 年 甲 179 頁
(15) 「明治期学制改革の研究」(前掲) 423 頁～431 頁 表 I-1 は本論文 37 頁を参照。
(16) 「法令全書」明治 29 年 乙 5 頁
(17) 同上明治 32 年 甲 28 頁
(18) 同上明治 37 年 乙 76 頁
(19) 「実業教育五十年史」(前掲) 426 頁
(20) 同 上 484 頁～486 頁
(21) 「法令全書」大正 9 年 甲 638 頁
(22) 同上大正 10 年 甲 1 頁